

第5回KVICフェア 展示・商談会 募集要項

北九州ベンチャーイノベーションクラブ（KVIC）会員の販路開拓支援のため、展示・商談会を開催します。新商品のPRやビジネスパートナーの発掘等をご検討の方はこの機会に是非、ご応募ください。

【主催】北九州ベンチャーイノベーションクラブ（KVIC）
北九州市
財団法人北九州産業学術推進機構（FAIS）

1 事業内容

- 日 時：平成23年2月16日（水）10時～16時
- 会 場：KTIホール（北九州市小倉北区浅野3丁目8-1AIMビル8F）
- 内 容：製品展示・デモンストレーションなど
- 展示方法：業種別にエリアを分けて、展示用テーブルなどにより、商品・パネル等を展示。
*別紙「会場レイアウト図」をご参照ください。

2 応募資格

北九州ベンチャーイノベーションクラブのベンチャー会員及び一般会員

3 応募方法

第5回KVICフェア「展示・商談会申込書」に必要事項をご記入のうえ、郵送、FAX、E-mail
でお申し込み下さい。郵送の場合は、11月19日（金）必着といたします。
なお、申込書は、ホームページ（<http://www.kvic.jp/>）からダウンロードできます。

4 応募期間 平成22年11月1日（月）～ 11月19日（金）

5 選定方法等

主催者は、「展示品募集に関する規約」に従い、製品などが展示に適するか否かを決定し、出展の可否については、11月下旬までにご連絡します。

なお、お申し込み件数が予定を上回る場合、又はお申し込み展示品が予定スペースに入らない場合、全体の展示内容を考慮のうえ、出展をお断りする場合がありますので、ご了承ください。

6 参加費

出展料は無料です。但し、出展にかかる装飾代等は、出展者でご負担ください。

7 応募に際しての注意事項

- ・ お申込みに際しては、募集要項、展示物募集に関する規約をお読み下さい。お申込みいただいた時点で、募集要項、出展に関する規約に同意したものとします。

- ・ スペース内のレイアウトは、展示物の状況を勘案したうえで、主催者が決定します。
- ・ 展示所有物は、指定された日時に展示品を直接会場に搬入し、かつ会場から搬出して下さい。
- ・ 出展に必要な備品、通信回線、電力電源等のお申し込みについては、別途ご案内します。
- ・ 提出された書類については、返却いたしません。

<応募先・問合せ先>

KVIC事務局(財団法人北九州産業学術推進機構 ベンチャー支援部) 担当：西山

○所在地：〒802-0001 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号

AIMビル6階 北九州テレワークセンター内

○TEL：093-513-5300 FAX：093-513-5323

○E-mail：kvic@k-twc.gr.jp

○ホームページアドレス <http://www.kvic.jp/>

展示物募集に関する規約

■展示物・出展内容

- 次に該当するものは、展示を禁止します。
 - 麻薬などの法律により販売が禁止されている物
 - 引火性、爆発性または、放射性危険物
 - 工業所有権・特許権・著作権など、他者の保有する権利を侵害するかその恐れがあるもの
 - 所轄行政庁より指示・勧告があったもの
 - 公序良俗に反するもの
- 上記1に該当したと主催者が判断した場合は、展示を取り消します。
- 上記1に該当する以外のもので、展示の正常な運営に支障をきたす恐れがあると主催者側が判断した場合は、展示を取り消す場合があります。その際にも発生した費用等は展示物所有者の負担とします。
- 上記3の場合以外でも、主催者は一切の責任を負いませんのでご了承ください。
- 展示物所有者は、以上のことを予め了解の上、展示申し込みをされたものとしします。

■展示・商談会の開催の変更と中止

- KVICフェアが会期を変更・中止された場合、主催者はこれによって展示物所有者やその他に生じた損害の責任を問いません。

■その他の注意事項

- 主催者が決めた場所以外での展示・デモンストレーションは出来ません。
- 展示物は、実際に展示・デモンストレーションが可能で、特殊な設置工事などを必要としない物とします。
- ガス・固形燃料・炭などの使用による実演はできません。電気式の機器を利用される場合でも設置場所・使用方法により消防署その他からの各種指導がありますので遵守してください。
- 展示物の高さは、2メートル以下とします。
- スペース内のレイアウト、装飾その他に関しては主催者が決定させていただきます。
- 展示物所有者は、自己の責任と費用において展示物等の搬出入を行ってください。
- 展示物の搬出入、撤去の際に出た廃棄物等は、必ず持ち帰ってください。撤去後にスペース内に残された物がある場合、主催者は任意に処分することができるものとしします。